

「特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案」について

平成18年6月24日
特許庁総務課

1. 制定の主旨

我が国が今後とも持続可能な経済発展を達成するためには知的財産が重要であるとの観点から、「知的財産立国」の実現に向けて政府をあげた取組がなされている。

特に、知的財産の早期の権利化は重要課題と位置づけられ、知的財産戦略本部（本部長内閣総理大臣）で定める知的財産戦略推進計画においても、世界最速の特許審査の実現を目指して、特許審査迅速化の中長期目標を設定している。

一方、近年、知的財産の意識の高まりに加え、審査請求期間の変更がなされたことから、審査請求件数が急増し、審査順番待ち期間が長期化している状況にある。

このため、経済産業省においては、「特許審査迅速化・効率化推進本部」（本部長：経済産業大臣）を設置し、特許審査迅速化のための各種の施策に積極的に取り組んでいるところである。

特許審査の迅速化を図るためには、特許庁において審査処理の迅速化・効率化に取り組むとともに、出願人においても権利取得意義が無くなった出願の見直しを促進することが必要であり、緊急に特別の対策として審査請求料返還制度の返還額を引き上げることが有効である。

また、出願等の特に中小企業者の費用負担について、審査請求料等の減免措置の適用要件を緩和することが必要である。

このため、本改正政令案は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正し、下記の事項について定めるものである。

2. 制定の内容

(1) 題名

「特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案」

(2) 審査請求料返還制度の拡充

特許法等関係手数料令を改正し、特許法第195条第9項において政令で定めるとされた審査請求料の返還額について、改正政令案の施行日から一年以内に出願の取下げ又は放棄した場合に、納付した審査請求料の全額を返還する。

(3) 「資力に乏しい法人」に対する料金減免制度の要件緩和

特許法施行令及び特許法等関係手数料令を改正し、特許法第109条及び第195条の2において政令で定めるとされた「資力に乏しい法人」の要件のひとつである「設立の日以降10年を経過していないこと」を撤廃する。

(4) 施行期日

法の公布の日から施行する。